

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社バナーズ
【英訳名】	BANNERS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 由佳
【本店の所在の場所】	埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
【電話番号】	048(523)2018(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員 大内 修
【最寄りの連絡場所】	埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
【電話番号】	048(523)2018(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員 大内 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

株主総会資料の電子提供制度

会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供の規定の追加等、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小林 由佳、柴田 文徳、安藤 功、萩森 弥郁夫を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、今井 潔、小野 晴美、中田 研二を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、金岡 直子を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について、年額80百万円以内に設定する。  
なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれない。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額について、年額30百万円以内に設定する。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、城南監査法人を選任する。

第8号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役田宮 智子、南雲 素子の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、田宮 智子氏の取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査等委員である取締役の協議に、南雲 素子氏については監査等委員である取締役の協議に、それぞれ一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	107,492	256	-	(注)1	可決 99.76
第2号議案					
小林 由佳	107,290	458	-	(注)2	可決 99.57
柴田 文徳	107,243	505	-		可決 99.53
安藤 功	107,265	483	-		可決 99.55
萩森 弥郁夫	107,265	483	-		可決 99.55
第3号議案					
今井 潔	107,283	465	-	(注)2	可決 99.57
小野 晴美	107,279	469	-		可決 99.56
中田 研二	107,279	469	-		可決 99.56
第4号議案					
金岡 直子	107,284	464	-	(注)2	可決 99.57
第5号議案	107,258	490	-	(注)3	可決 99.55
第6号議案	107,236	512	-	(注)3	可決 99.52
第7号議案	107,344	404	-	(注)3	可決 99.63
第8号議案	106,993	755	-	(注)3	可決 99.30

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 4. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、158,076個である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上